# 電気通信サービスに係る料金政策の現状等について

平成20年6月17日

# 1. 電気通信サービスに係る利用者料金政策の現状

(年月は施行時点)

参入・退出規制

H9.11

参入許可の基準のうち需 給調整条項を撤廃 ( H9法改正 ) H16.4

・一種・二種の事業区分を廃止

・事業の参入・退出に係る許可 制を登録・届出制に緩和 (H15法改正)

H6.6

外資規制

\_\_\_\_\_ 民間衛星事業者に対する 外資規制を撤廃 (H6法改正) H10.2

外資規制を原則撤廃 (H9法改正)

H7.10

料金・約款規制

携帯電話等の料金について 認可制を廃止し、事前届出 制に緩和 (H7法改正) H10.11

・料金認可制を廃止し、事前届出 制に緩和

・NTTの電話、専用線料金にプライスキャップ規制を導入 (H10法改正) H13.11

一種指定設備を用いる役務以外の役務に関する契約約款について認可制を廃止し、事前届出制に緩和

(H13法改正)

H16.4

H16.4

料金・契約約款の事前届出制を原 則廃止し、サービス提供を原則自 由化 (H15法改正)

事業休廃止の事前周知、役務の提

供条件に関する説明、適切・迅速

利用者保護ルール

H9.11

接続の義務化、指定電気通 信設備制度の導入 (H9法改正) H12.11

長期増分費用方式の導入 (H12法改正)

H12.9~

・加入者回線のアンパンパート (メタル回線:H12省令改正) (光ファイパ:H13省令改正)

・コロケーションルールの整備 (H12省令改正) H13.11

・二種指定設備(移動系)制度の 導入、指定設備以外に係る接続協 定の認可制を廃止し、事前届出制 に緩和、

・電気通信事業紛争処理委員会の 設置

(H13法改正)

H13.11

市場支配力を有する事業者に対する禁止行為規制を導入 (H13法改正) H16.4

接続協定の届出義務を廃止 (H15法改正)

な苦情処理を義務化 (H15法改正)

行為規制

接続規制

ユニバーサル サービス制度

非対称規制

H14.6

ユニバーサルサービス制 度の導入 (H13法改正) H18.4

ユニバーサルサービス制 度の見直し (H18.4 省令改正)



資料5

### 料金その他の提供条件については、原則、非規制。

電気通信役務の料金その他の提供条件については、契約約款の作成や総務大臣への事前届出が原則不要。 例:県間通話、携帯電話、ADSL、国際電話等

ただし、極めて公共性の高い分野や、市場支配力を有する事業者が存在する分野においては、 市場メカニズムを補完する等の政策的観点から、行政による一定の規制が必要



### 基礎的電気通信役務



# 契約約款を作成し、総務大臣に届出

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象:電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報)

### 指定電気通信役務



## 保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。(市場シェア等を勘案。)

例:NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・Bフレッツ・フレッツISDN・(ひかり電話)等

### 特定電気通信役務



# プライスキャップ規制の対象

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。(内容、契約者数等を勘案。)

例:NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線

### 料金の適正性を担保するため、例えば、

他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき

は、次のような命令を課すことができる。

)約款化された料金:契約約款変更命令等

アデタリフ化された料金:業務改善命令

### 全ての電気通信役務

- ・競争事業者の電話(通話等)
- ・競争事業者のISDN
- ・競争事業者の専用線
- ・IP電話
- ・携帯電話、PHS
- ・インターネット接続サービス等

### 指定電気通信役務

(保障契約約款届出対象役務)

(ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、 それらの設備を用いて提供するサービスであって、 他の電気通信事業者による代替的なサービスが 十分に提供されない電気通信役務)

### N T T 東西の

- ・Bフレッツ
- ・フレッツISDN
- ・(ひかり電話)
- ・オフトーク通信

# 基礎的電気通信役務

(契約約款届出対象役務)

(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務)

### 競争事業者の電話

(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

### NTT東西の加入電話

(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)

### NTT東西の第一種公衆電話

(市内通話、離島特例通話、緊急通報)

### 特定電気通信役務

(プライスキャップ規制対象役務)

(指定電気通信役務であって、

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

- ·NTT東西の加入電話(市内通話、県内市外通話等)
- ・NTT東西のISDN(加入者回線アクセス、市内通信、 県内市外通信)
- ・NTT東西の専用線(一般専用サービス等)
- ·NTT東西の公衆電話(基礎的電気通信役務以外)

# 指定電気通信役務損益明細表と各区分に対応するサービス

資料7

指定	電気通信	役	務損益明細	表	該当するサービス	音声伝送役	務 専用役務	データ伝送役務	営業 収益	営業費用	営業 利益
	特定電	. ⊢	市内通信・市外通信		加入電話 加入者回線、市内通信、県内市外	为通信、県内市外通信					
	特定	<b>圣</b> 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	公衆電話		公衆電話						
指	気	7	その他	(	固定発IP電話着信通信	固定発携帯電	話着信通信	番号案内			
指定電気通信役務		)対象	スキャップ規制 専用役務	(	一般専用サービス		高速ディジタル	伝送サービス			
信役務	<b>*</b>			<b>寺/川区</b> が		ATM専用 サービス	IPルーティン 接続専用サ		DSL等接続 専用サービス		
	通信役務以			設記	ー種指定電気通信設備を 置する者が当該設備を用 て提供する役務	Вフレ	ッツ				
	外の指定電 気通信役務	1	その他	$\prod$	フレッツISDN		オフトーク通	信サービス			
	保障契約約款を作成し、総務大臣に届出			ひかり電話	加入電話付加機能支店代行電話、内	-	泉放送電話接続電話、共同電話				
					無線専用サービス		映像伝送サー	ピス			
指定	指定電気通信役務以 <b>夕</b> 非規制		の電気通信役務	20	フレッツADSL			デマンド,フレッツオフィス, シッツグループアクセス			
					<b>メガデータネッツ</b>	スーパーワ	信号監サービ				

# 1.プライスキャップ(上限価格方式)の概要

### プライスキャップの制度趣旨

・ 第一種指定電気通信設備を用いて提供され、競争が十分に進展しておらず、かつ、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス に対して料金水準の上限を設けることにより、事業者の経営効率化を促すとともに料金の低廉化の実現を目的として導入 (平成12年10月適用開始)。

### プライスキャップの対象

・ NTT東西が提供する音声伝送サービス(加入電話、ISDN、公衆電話に限る。)及び専用サービス

### プライスキャップの設定方法

- サービス区分(バスケット)内の料金を指数化し、一定の期間中の当該指数の上限を基準料金指数として規定。
- ・ 基準料金指数は、前適用期間の基準料金指数に生産性向上見込率を加味し、以下の式から求められる。

基準料金指数 = 前期の基準料金指数 × (1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 + 外生的要因)

・ 基準料金指数の設定に用いる生産性向上見込率は、3年ごとに設定。

### プライスキャップ対象サービスの料金設定

- ・ NTT東西の実際の料金指数が、バスケット毎に、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- ・ 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

### 【プライスキャップのバスケットと対象サービス】

区分 (バスケット)	主な具体的料金					
音声伝送バスケット	・加入電話・ISDN(市内、市外通話料)・公衆電話(通話料)					
加入者回線サブバスケット	・加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)					
専用バスケット	・一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス利用料					

# 2.プライスキャップの運用の経緯

### いままでのプライスキャップの運用

・ プライスキャップの運用に当たっては、3年ごとに生産性向上見込率(X値)を設定し、当該X値を用いて基準料金指数を設定している。X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

収入×(1+消費者物価指数変動率-X値)3=費用+適正報酬額・利益対応税額

・ これを、左辺をX値として展開すれば展開すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入を予測することによりX値を算定。

X値=1+消費者物価指数変動率 - ¾ 費用+適正報酬額・利益対応税額)÷収入

## 第一期(平成12<u>年10月~平成15年9月)</u>

- ・ 音声伝送バスケット及び専用バスケットについては、期間中のX値(音声:年率1.9%、専用:年率2.1%)により基準料金指数を設定。
- ・ 加入者回線サブバスケットについては、NTT東西の施設設置負担金に係る収支について圧縮記帳前のデータが存在しないことから 具体的なX値を設定することは適当ではなく、X値を消費者物価指数変動率として基準料金指数を平成12年4月の料金水準に設定。

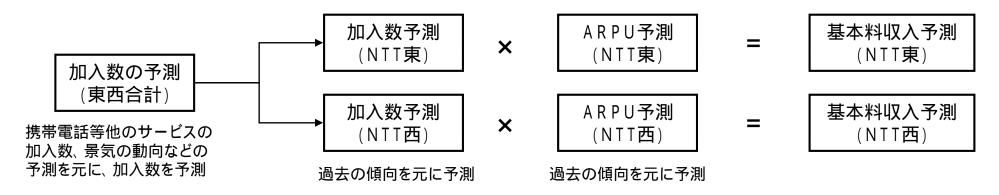
### 第二期(平成15年10月~平成18年9月)

- ・ 音声伝送バスケットについては、IP電話の普及等による固定電話トラヒックの減少の予測が困難であり、予測値が一意に定まらなかったことから、固定電話の料金水準が国民生活・経済に及ぼす影響を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- ・ 専用バスケットについては、期間中のX値(NTT東日本:年率1.0%、NTT西日本:年率0.6%)により基準料金指数を設定。

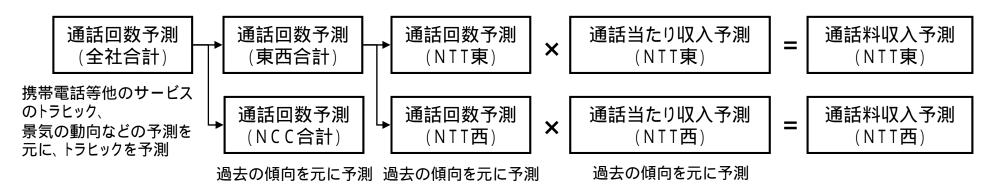
### <u>第三期(平成18年10月~平成21年9月)</u>

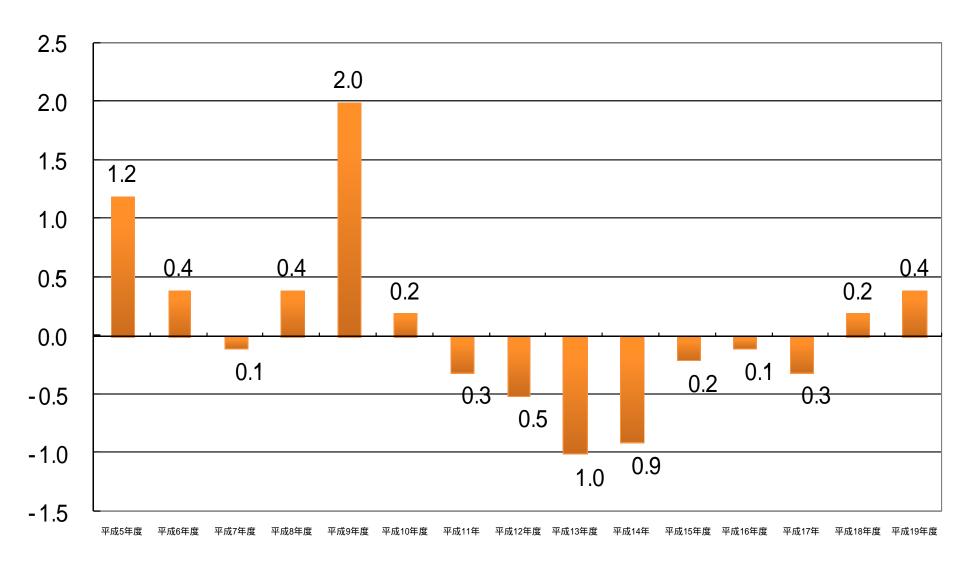
- ・ 音声伝送バスケットについては、PSTNからIP網への移行期であることを踏まえ、動態的な市場におけるX値を一意に定める ことの困難性、IP網への移行に対する政策の中立性を考慮し、X値を消費者物価指数変動率として前期の上限を維持。
- 加入者回線サブバスケットについては、前期と同様。
- ・ 専用バスケットについては、期間中のX値(NTT東日本:年率0.5%、NTT西日本:年率0.8%)により基準料金指数を設定。

# 基本料収入(加入電話)の予測方法の例



# 通話料収入(加入電話)の予測方法の例

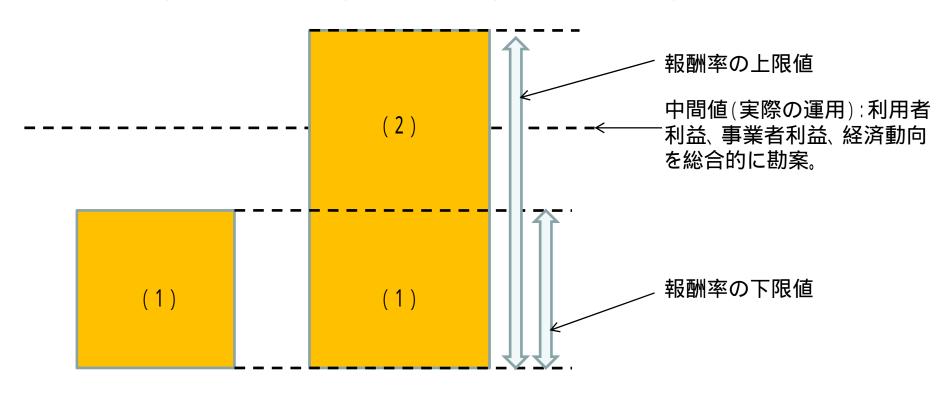




X値を算定した年度(平成11年度、平成14年度、平成17年度)は、データの公表時期との関係により、年度ではなく、年の値を用いている。

# 特定電気通信役務の報酬率の運用について

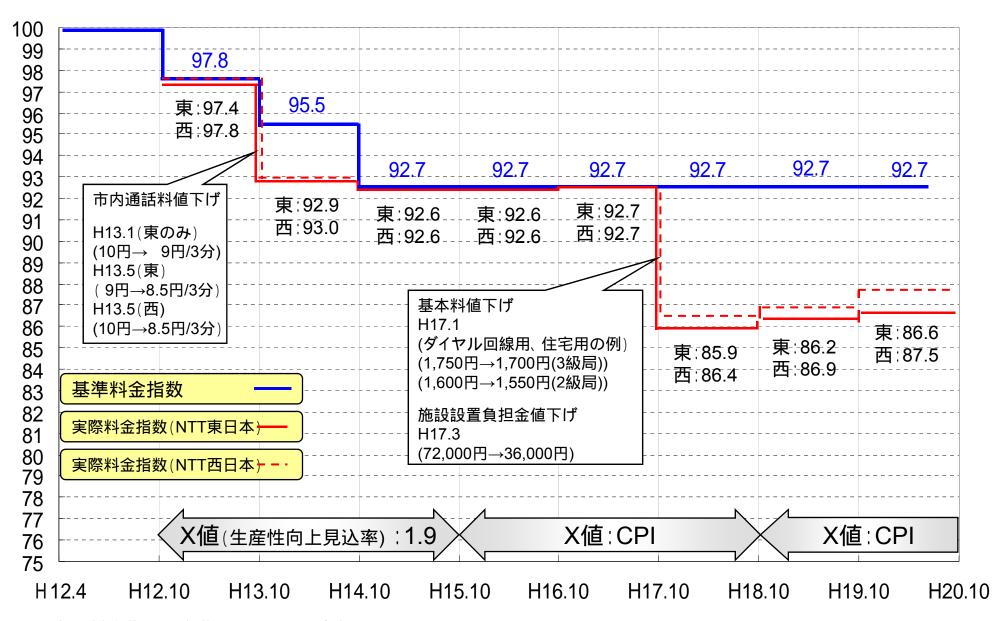
# 適正報酬額(事業者の資本費用) = レートペース(事業用資産の価値) × 報酬率



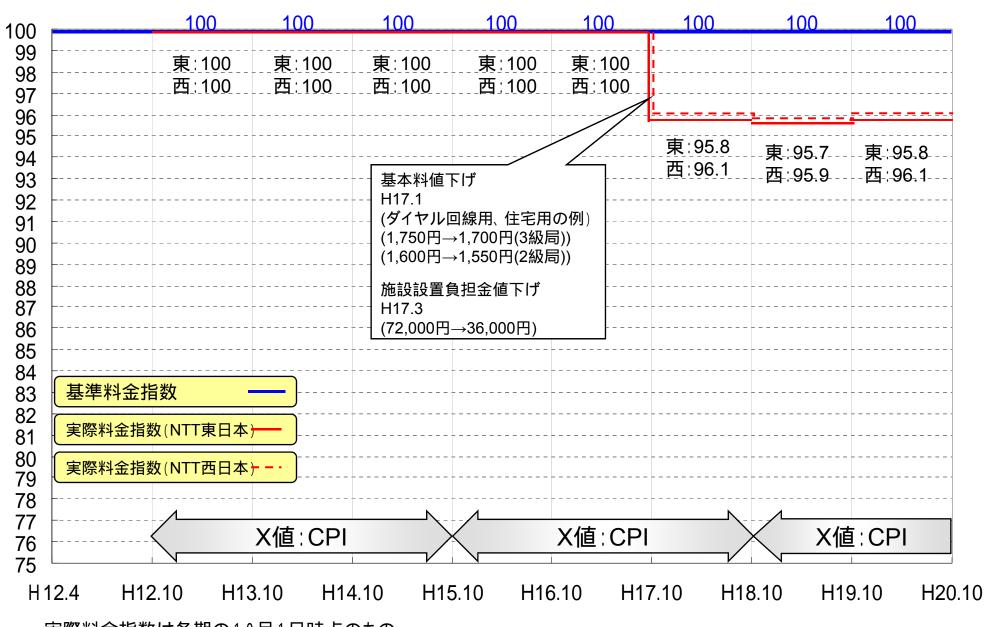
(1): 他人資本比率×有利子負債比率×有利子負債利子率

借入分の利子

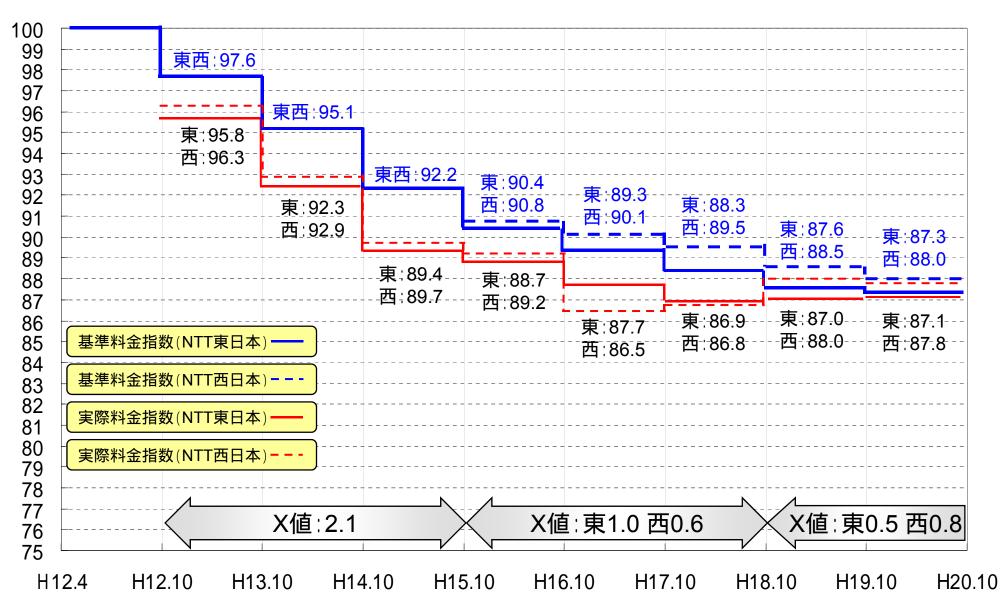
(2): 自己資本比率×自己資本利益率+他人資本比率×引当金等比率×国債利回り 狭義の適正利潤 借入分の引当金



実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



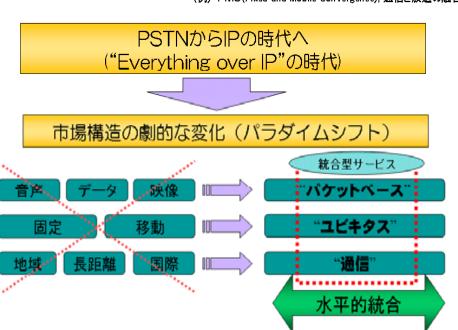
実際料金指数は各期の10月1日時点のもの

2.電気通信事業における環境変化

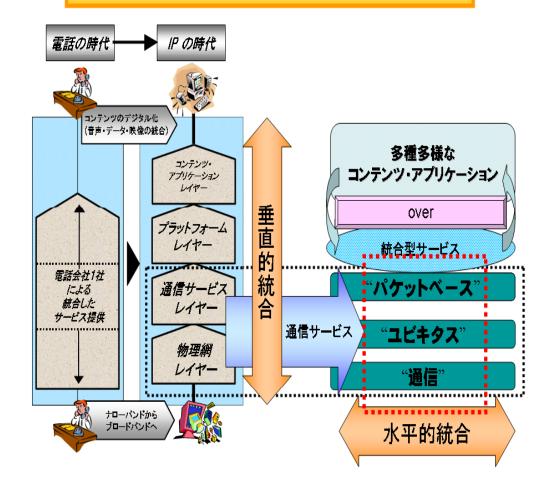
- (1)ブロードバンド化の進展---リッチコンテンツの流通の拡大
- (2)水平的市場統合の進展----イントラモダルな競争からインターモダルな競争への転換
- (3)垂直的市場統合の進展-----各レイヤー全体を念頭に置いた公正競争確保の必要性

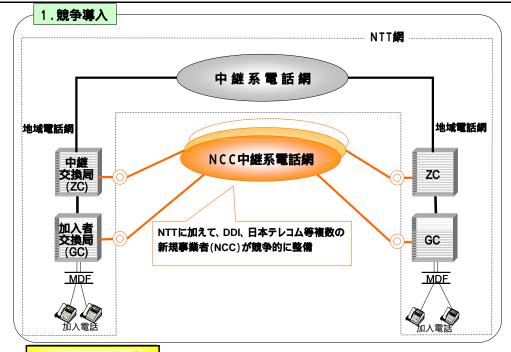
# イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

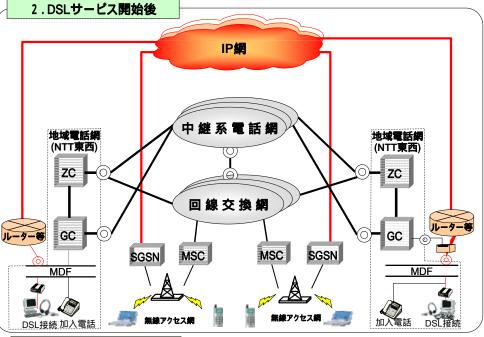
(例) FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

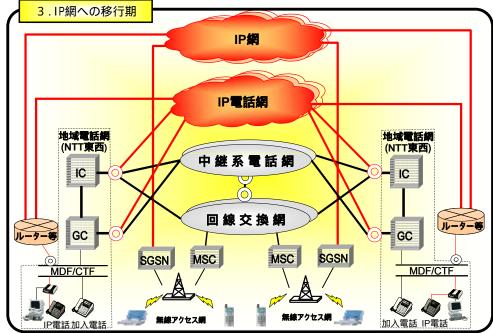


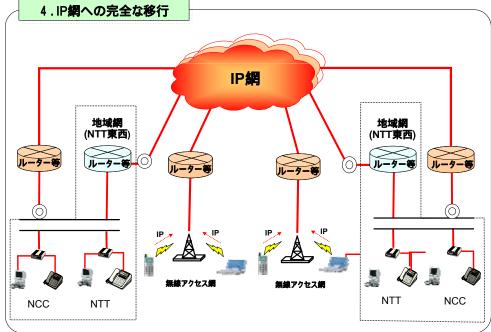
### ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化

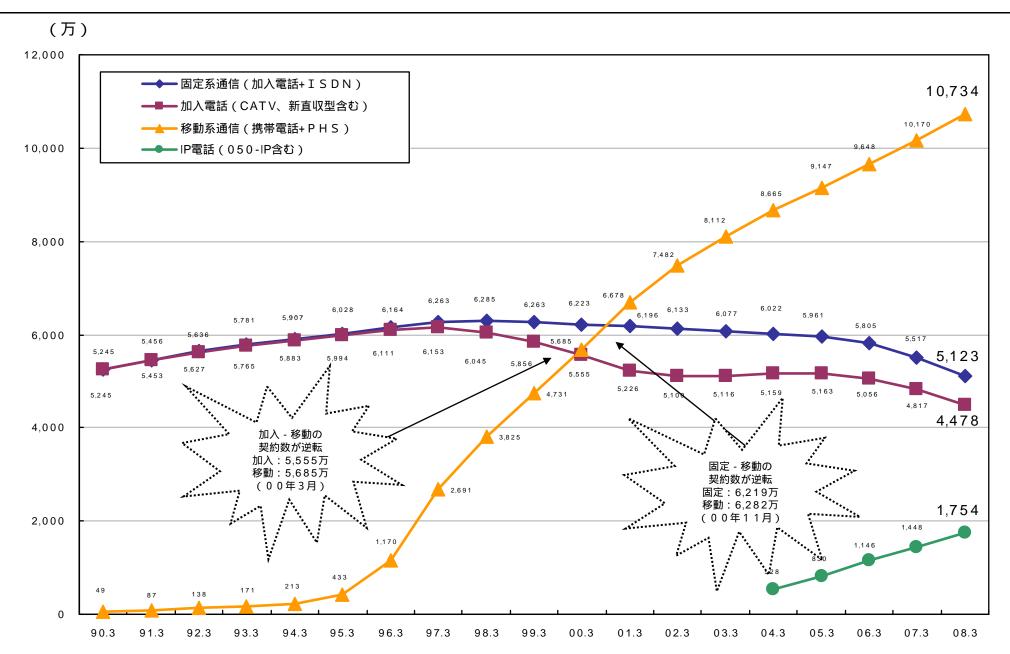






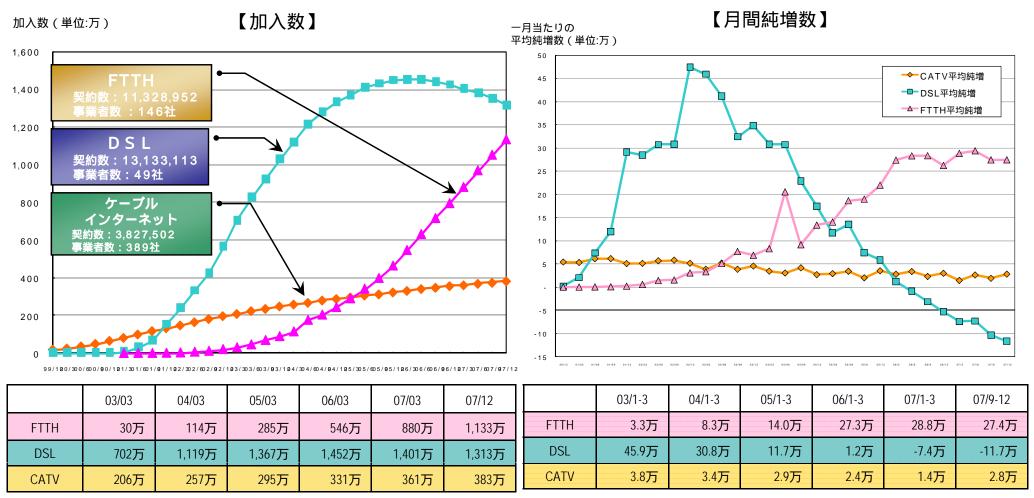






出典:電気通信サービスの加入契約数の状況(総務省資料)

ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大(ブロードバンド総加入者数は2,500万を突破) 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて01年3月より提供開始。 総加入数では依然DSLが圧倒しているが、純増数ではFTTHがDSLを上回る状況。



注)04年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。

# ブロードバンド・ユビキタスサービスの展開方針

- ■ユーザ志向で、フルIPネットワークの基盤を活用したブロードバンド・ユビキタスサービスを 創造・本格展開
- ■IP系やソリューションを軸とする事業構造への改革を推進
- ■事業構造の改革に合わせて、グループ各社の業務運営の改革を推進

2008年度 2009年度 2010年度 2011年度 2012年度

NGNサービス の商用化 (08年3月)

クサービスの追加・充実 アプリケーションプロバイ ダ等との連携によるサー

ビス創造

NGN・3Gのネットワー

固定/移動ともに フルIPのネットワーク 基盤を構築

(サービス融合の基盤確立)

サービス融合の本格化

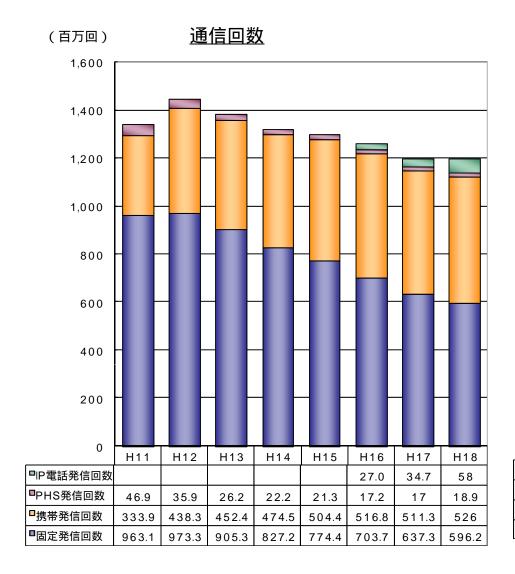
ブロードバンド・ ユビキタスサービスの 本格展開

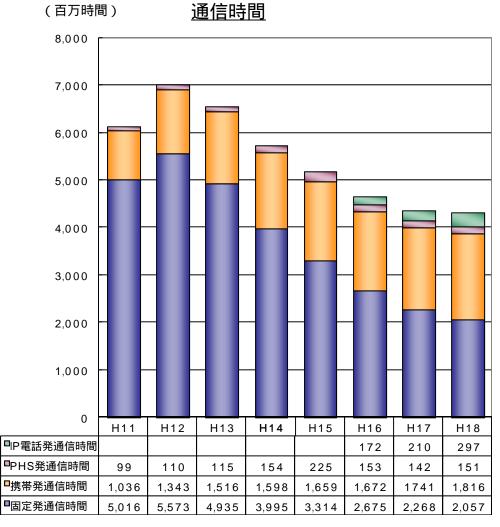
既存IP網からNGNへの

マイグレーション完了

- NGNを現行光アクセスサービス のエリアまで拡大
  - 光ユーザ2,000万契約 (概ね半数をNGN利用に)
- ●スーパー3Gのサービス開始

出典:NTT資料「サービス創造グループを目指して」(08年5月発表)

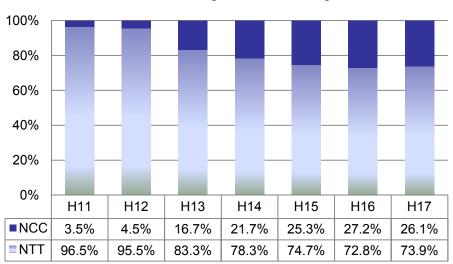




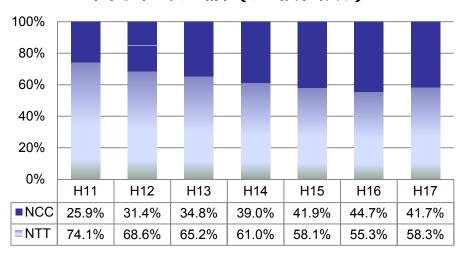
固定は加入電話、公衆電話、ISDNの合計

固定は加入電話、公衆電話、ISDNの合計

# 市内通話(通信回数)

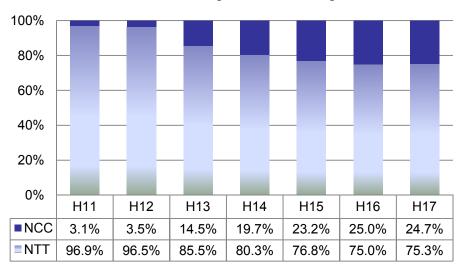


# 県内市外通話(通信回数)

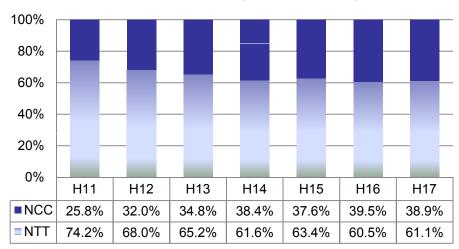


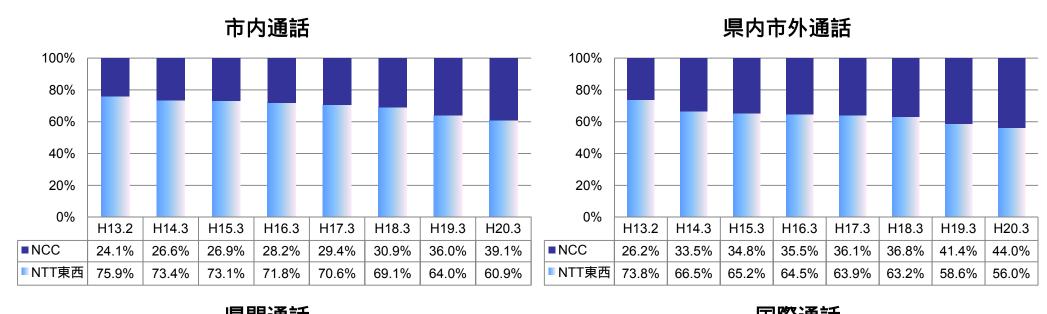
備考: 固定系通信(加入電話+ISDN) におけるトラヒックシェア 出典: 「トラヒックからみた我が国の通信利用状況」(総務省)

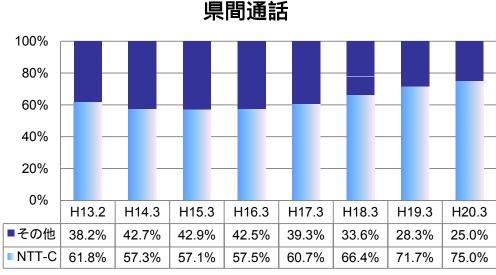
# 市内通話(通信時間)

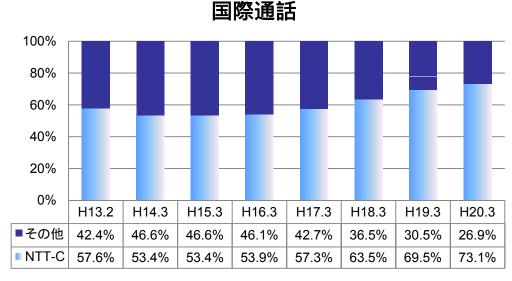


# 県内市外通話(通信時間)



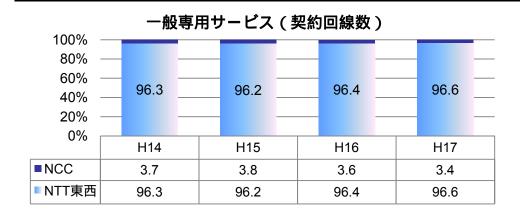


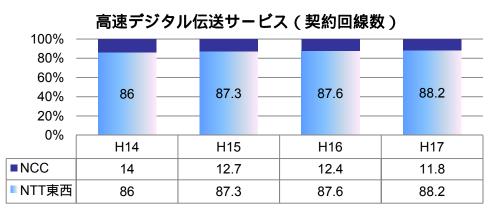


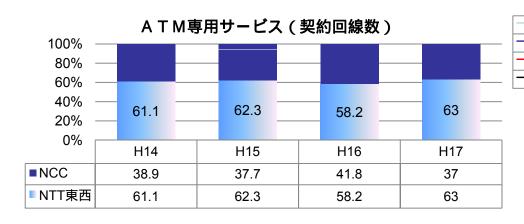


備考:注1:NTT東西は県外通話及び国際通話は未提供。 2:マイライン未登録件数は集計していない。

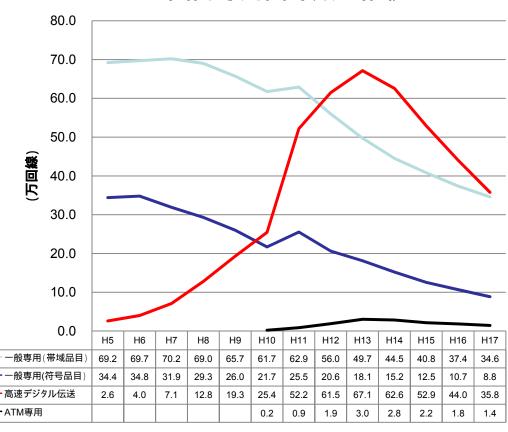
# 専用線サービスのシェアの推移



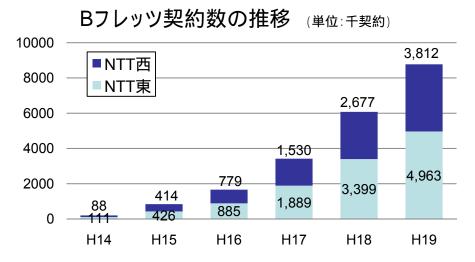




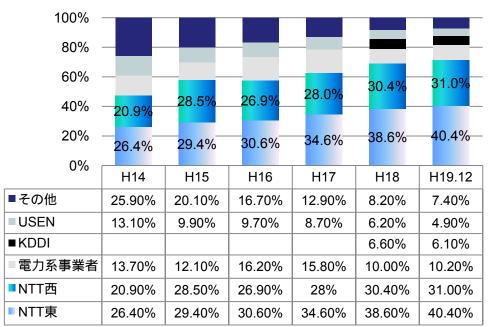
# 主な国内専用回線数の推移



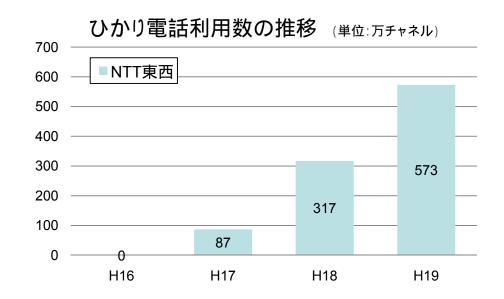
# Bフレッツ及びひかり電話のシェアの推移

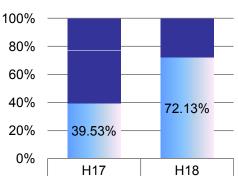


### FTTH市場の事業者別シェアの推移(契約回線数)



注:07年1月にKDDIが東京電力のFTTH事業等を統合したことに伴い、H18年度 末から「電力系事業者」に東京電力は含まない。

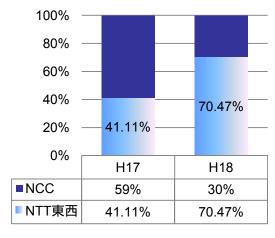




0ABJ-IP電話(通信回数)



### 0ABJ-IP電話(通信量)



				<b>甘 ★</b> 业	通話料(平日昼間3分間あたり)					加入料	
			基本料(月額) 						県内市外	県間	(負担金)
	加入南红	住宅用			事務用						
NTT 東西	加入電話	3級局	2級局	1級局	3級局	2級局	1級局				
	ダイヤル回線 ()内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,550円 (1,800円)	1,450円 (1,700円)	2,500円 (2,750円)	2,350円 (2,600円)	2,300円 (2,550円)	【県内:~60km】 8.5円 30円		【県間:100km~】 80円 NTTコム中継	36,000円
	プッシュ回線 ()内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,60 (1,85		2,500円 (2,750円)	2,40 (2,65					
ソフトバンクラ レコム	おと〈ライン (シンブルプラン:アナログ)	1,500円 1,350円		0円	2,350円	2,200円	2,050円	7.89円		住宅用:14.9円 事務用:7.89円	-
KDDI	メタルプラス	1,500円		2,400円 (アナログ)		住宅用:15円 8円 事務用:8円		-			
NTT 東西	ひかり電話 (基本プラン)	-	<b>基本プラン: 戸</b> サ-ビスへの加入:	-		<b>)円 (オフィス</b> タ 「Hサービスへの加 <i>,</i>			8円		-
KDDI	ひかり o n e	e 500円 (戸建て) 1 FTTHサ-ピスへの加入が必多		-		-		8円			-
ケイ・オプティコム	e 0 光 (プラン1)	300円(尸建()			-		近畿2府4県内:7.4円 近畿2府4県以外:8円		-		

<sup>(</sup>注) 各社HP資料等を基に、総務省において作成。 また、各料金(税抜)は、2007年4月1日現在のもの。

# 3.料金政策の在り方 (現行のプライスキャップについて)

### 特定電気通信役務:指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの

### H10年事業法改正時の考え方

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい」とは、仮にそのサービスについて不当な料金設定がなされた場合、利用者にとってそのサービスを利用することが必要不可欠であることから、その影響の度合いが著しく大きいことをいい、具体的には、サービスの内容や利用者の範囲から判断される。

役務の内容とは、一定の通信を行うための必要不可欠性や他のサービス による代替可能性 に基づき判断 利用者の範囲は利用者の限定性や現実の利用者数等に基づき判断

「新たな料金制度の在り方について」(平成9年12月24日、マルチメディア時代に向けた料金・サービス政策に関する研究会報告書)

### インセンティブ規制方式の対象

国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスで、かつ 競争が不十分であるために、市場による価格形成では適正な料金水準が 形成されることが困難な分野

### ・電話サービス

人々のコミュニケーションにおける基本的な情報伝達手段として広〈利用されており、利用者数、利用者層の広さ、普及率などからみても、国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスであるといえる。なお、電話サービスは、日本電信電話株式会社法上「あまね〈日本全国」における提供が責務とされており、ユニバーサルサービスとして捉えられている。

固定電話の加入数(H8末):6,153万加入、純増数(H8):42万加入

### <u>·ISDNサービス</u>

電話に代わる次世代の基本的な電気通信サービスと考えられており、現時点での加入数では電話に比較すると僅少であるものの、平成8年度において ISDNの純増加入数が電話のそれを上回るなど今後電話に匹敵するサービスに成長すると見込まれる。したがって、将来動向を考慮すると、電話と同様国民 生活・経済にとって必要不可欠なサービスといえる。

ISDNの加入数(H8末):111万加入、純増数(H8):58万加入

### ・専用サービス

主として企業向けサービスではあるものの、産業活動にとって不可欠なものとなっており、今後のネットワークの利用形態の多様化が進展する中で、経済的に一層重要性が高まると考えられること。

一般利用者向けにインターネット接続サービス等多種多様な通信サービスを提供している二種電気通信事業者の活動の基盤となっていること。 近年においては、教育・福祉など国民生活に密着した分野における利用が増大しているとともに、家庭においてもインターネットのヘビーユーザ等による個 人利用が増えてきていること等から国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスと考えるのが適当である。

特定電気通信役務制度を創設した際には、特定電気通信役務に現在の指定電気通信役務の概念を含む制度であったため、「サービスの内容」には、必要不可欠性の他、他のサービスによる代替性が含まれていた。

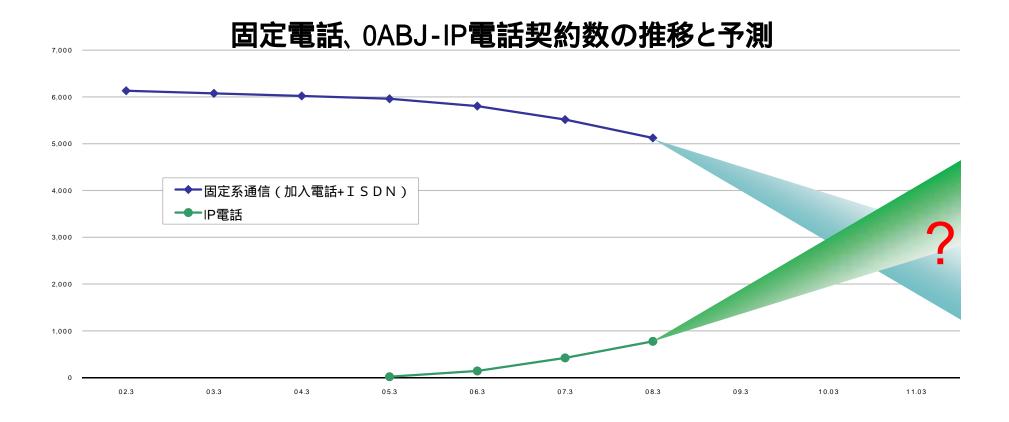
### 具体的なメルクマール

国民生活・経済にとって必要不可欠なサービスのメルクマールサービス内容、利用者層、利用者数、普及率、将来動向競争が不十分な分野のメルクマール

事業者数、市場シェア、料金水準・推移、内外価格差

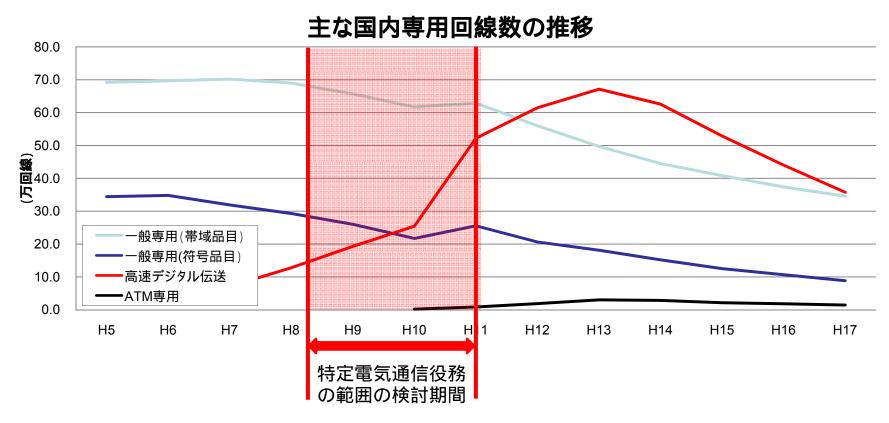
# 生産性向上見込率(X値)算定に必要となる需要の予測

- ・音声バスケット、サブバスケットのX値算定に当たっては、固定電話の需要予測が不可欠。
- ・一方、固定電話の契約数の減少と0ABJ-IP電話の契約数の増加には一定の相関関係が認められるため、固定電話の需要予測に当たっては、0ABJ-IP電話の需要予測が重要な要素。
- ·0ABJ-IP電話の需要予測に当たっては、NTT東西の経営戦略も重要な要素の一つであるところ、NTT東西は、04年に発表した「2010年度に3,000万」という光サービスの提供計画を、07年には2,000万と下方修正したところでもあり、今後の予測は非常に困難。



# 特定電気通信役務の範囲の決定時点の考え方

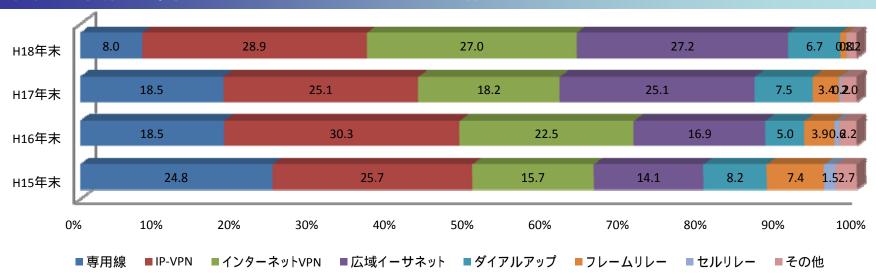
- ・専用サービスを含め、特定電気通信役務の範囲について検討を行った期間は下図のとおり。
- ・専用サービスについては、一般専用については微減又は横ばい、高速デジタル伝送は急増、さらに、ATM専用等の新たなサービスが開始された 直後、との状況。
- ・主として「企業向けサービスとして、産業活動にとって不可欠であり、今後、一層、その重要性が高まると考えられる」ことから、平成12年、電気通信事業法施行規則の改正により、特定電気通信役務として規定。



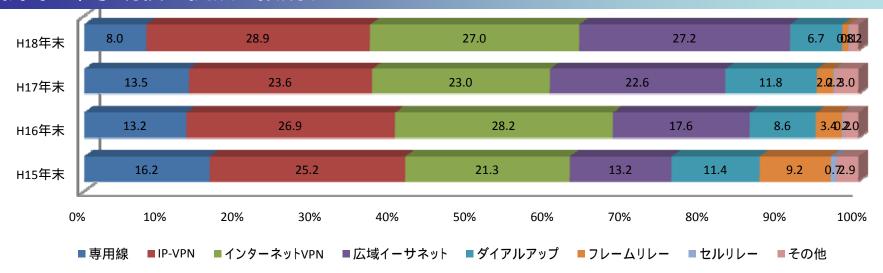
# 現時点における専用サービスについての位置付けの検討

- ・一方、現時点においては、特定電気通信役務の範囲決定時点に比しその回線数は減じているところ。
- ・また、資料32のとおり、企業通信網として利用している通信サービスにおいても、専用線の比率は減じているところ。

# 幹線系:主要拠点同士やコンピュータセンターを結ぶネットワーク



# 支線系:中小規模の拠点を接続するネットワーク



出典: 平成18年通信利用動向調査報告書 企業編(平成19年3月)

上限価格方式(プライスキャップ方式)における東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定について(平成18年6月28日 物価問題に関する関係閣僚会議)

3 政府は、固定電話市場における競争の進展により、利用者が実際に支払っている料金水準が低下している現状にかんがみ、料金規制の在り方(基準料金指数の算定方法や適用範囲等)について早急に検討し、結論を得ることとする。

# 情報通信審議会答申(情審通第42号、平成18年6月6日)

なお、国民政策や経済活動に必要不可欠な電気通信サービスの低廉性を今後も確保するため、総務省においては、関連する制度との整合性を確保しつつ、ネットワークのIP化等に伴う電気通信市場の動態的な環境変化に対応したプライスキャップの在り方について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じるよう要望する。

# 4.料金政策の在り方(その他)

### 指定電気通信役務(電気通信事業法第20条より抜粋)

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であって、当該電気通信 役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して(中略)適正な料金その他 の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

(1)NTT東西が指定設備を用いて提供する役務について、当該役務に代わるべき電気通信役務(以下「代替役務」)が他の事業者によって十分に 提供されているか分析。

個別の分析の対象となるNTT東西の役務の範囲(分析単位)を決定

NTT東西が指定設備を用いて提供する役務のうち、当該分析の対象となる役務の範囲(分析範囲)を決定する。

同一性が高く、代替的なNTT東西の役務を(NTT東西毎に)まとめて分析単位とする。

- ・同一性の高さの判断は、利用者が選択可能なサービス間にどのような利用価値の違いを見出しているのかという需要の代替性に基づき 行う。
- ・具体的には、その役務の内容、効用、料金、利用者層等から合理的に推測するとともに、事業者ヒアリング等を参考にする。
- ・NTT東西が定めている契約約款及び契約約款で定められている品目も参考にする。

<mark>分析単位毎に、それと代替的な他の</mark>事業者の役務の範囲を決定

<mark>- 分析単位毎に、NTT東西の市場シェアを算出し、必要に応じ他の補足的な材料を活用しつつ、代替役務が十分に提供されているかどうか判断</mark>

### NTT東西の市場シェアが50%を超える場合

反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されないと推定する。

### NTT東西の市場シェアが10%以下の場合

反対の判断をする特段の事情がない限り、代替役務が十分に提供されていると推定する。

### NTT東西の市場シェアが50%以下10%超の場合

市場シェアの推移、当該役務の料金の推移、参入事業者数、市場集中度といった補足的な材料を活用すること等により、更に詳細に 分析を行う。

(略)

(2) 当該役務の内容が利用者にとって重要なものかどうか、 当該役務の利用者の範囲等その他の事業を勘案して、指定役務として定める必要 性があるか判断。

指定役務としない電気通信役務を以下のように類型化。

- (ア)付加的な機能の提供に係る電気通信役務(利用者の利益に及ぼす影響が大きい 役務を除く。)
- (イ)特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- (ウ)新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務
- (エ)端末設備の提供に係る電気通信役務
- (オ)利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- (カ)当該電気通信役務の内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす 影響が特に少ない電気通信役務

出典:情報通信審議会 諮問資料

### インターネット接続領域

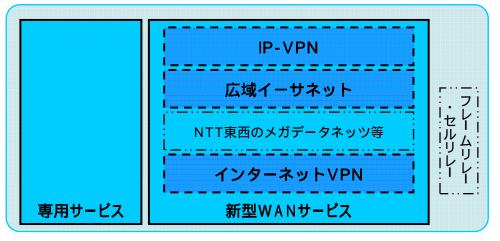


### 固定電話領域

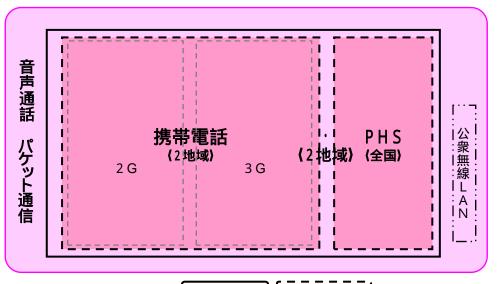
固定電話市場の範囲 = NTT加入電話 + 直収電話 + CATV電話 + 0ABJIP電話 (東日本/西日本 10地域) 〜



### 法人向けネットワークサービス領域



### 移動体通信領域



凡例: 画定市場 **部分市場 (地理的市場)** 

出典:電気通信事業分野における市場画定2006(07年4月)

現 在



### 2010年代初頭まで



### 2010年代初頭以降

ブロードバンドゼロ地域の解消 (次世代ブロードバンド戦略2010)

PSTN

- ·FTTHユーザ 2,000万加入 (NTT中期経営戦略)(本年11月修正)
- ブロードバンド化・IP化による市場統合の進展 (FMCサービスの登場等)



フルIP化

電話のユニバーサル制度

過渡期 (フェーズ1)

IP化 (フェーズ2)

(PSTNが主流)

(PSTNとIP網が並存)

マイグレーション費用に

(IP網への完全移行)

現行制度の枠組みの維持が基本

対する政策支援措置( )

サービス

・加入者回線アクセス

- ·公衆電話
- ·緊急通報

同左

・フェーズ1では、ユニバーサルサービスの範囲に含めない 信頼性、料金水準等 0ABJ-IP電話 に加え、通話品質 050-IP電話 携帯電話 料金水準、利用実態

モビリティのあるサービスとして継続検討

同左

·0ABJ-IP電話の 追加を検討 (ユニバ制度がIP化の障害 とならないよう措置)

ユニバーサルアクセス

・サービスの種類にかかわりなく、ブロードバンドアク セス網を経由し、一定の要件を満たすサービスが 利用可能な状況を確保

供給事業者 (適格事業者)

NTT東西による提供を 前提

同 左 同 左 複数の適格電気通信事業者

- ・ブロードバンドアクセス網の提供者が該当 (地方公共団体等も対象)
- 最終的なサービス提供者の確保策の検討 (NTTの在り方の議論も踏まえ検討)

維持のため の仕組み

- PSTNを前提とした コスト算定(ペンチマー ク方式)
- 電気通信番号数に応 じたコスト負担制度

プライスキャップ (料金低廉性確保の ため)

同 左

- あまね〈電話責務のため、加入電話契約数が減少して も、ユニバーサルサービスコストは容易に減少しない。( 光IP電話等に移行した回線をメタル加入者回線として 補てん額の算定上考慮 等)
- 電気通信番号数に応じた負担は維持

同 左 コスト算定方法・負担方法

- ・複数の伝送形態(有線・無線等)を対象とした 場合のコスト算定方法を検討
- ・ユニバーサルアクセスの概念を導入する場合の受 益者の考え方、コスト負担方法等を検討

その他

同 左

同左 ・低廉性の適正水準 は別途検討

・ユニバーサルアクセスの概念を導入する場合の 料金低廉性と地域間格差の許容範囲の確 保方法を検討

( ) NTTが2010年を目途に公表する移行計画を踏まえ検討

# 通信量によらない料金体系(従量制 定額制)

- <mark>99年 NTT東西 ISDNで定額制プラン開始(試験サービス)(8,000円/月(+ISP料金))</mark>
- <mark>01年 ソフトバンク ADSLで定額制プラン開始(2.830円/月)</mark>
- <mark>01年 有線ブロードネットワークス FTTHで</mark>定額制プラン開始(5,800円/月)
- <mark>01年 NTT東西 FTTHで</mark>定額制プラン開始(6,100円/月)
- 03年 au 携帯電話でパケット定額制プラン開始(4,200円/月(+基本料))
- 05年 ウィルコム PHSで定額制プラン開始(2,900円/月 【ウィルコム間通話】及び電子メール)

# 距離によらない料金体系(距離区分 全国一律)

- 01年 FUSION 中継電話で全国一律料金プラン開始(全国一律20円/3分)
- 03年 ソフトバンク 050IP電話で全国一律料金、加入者間無料プラン開始(全国一律7.99円/3分 加入者間無料)
- 03年 平成電電 ドライカッパを利用した新型直収電話で全国一律プラン開始 (全国一律6.8円/3分 別途300円/月で加入者間無料)
- 04年 NTT東西 0ABJ IP電話で全国一律料金プラン開始(全国一律8円/3分)
- 05年 NTT東西 加入電話で県内一律料金プラン開始(県内7.5円/3分+100円/月(プラン2))
- 05年 KDDI ドライカッパ直収電話で県内、県間一律料金プラン開始(県内8円/3分 県間15.75円/3分)

# 消費者から料金を徴収しない料金体系(広告モデル)

- 05年 USEN 広告モデルにより、消費者からは料金を徴収しない動画配信サービス GYAOを開始
- 05年 ソフトバンク、ヤフー、広告モデルによる無料動画配信サービス TVbankを開始
- 05年 ライブドア 自らが運営するポータルサイトへのアクセスに限定した無料無線LANアクセスサービスを開始

# サービス区分によらない料金体系(役務別料金 セット料金)

次頁参照。

サービス名等	電話サービス	インターネット 接続サービス	映像配信サービス	3サービス込みの <b>基本料金</b> 1	
Bフレッツ+ひかり電話	ひかり電話	最大100Mbps	多チャンネル放送(68ch、地上・BS・CS番	10,575円(一戸建)	
+スカパー光	国内8.4円(3分間)		組) VOD(6000本以上)	7,425円(集合住宅)	
NTT <b>東</b>	NTT東	NTT東	VOD (6000年91)	(諸機器料等込み)	
オプティキャスト		MIT X	オプティキャスト提供「スカパー光」		
KDDI ひかりone	国内8.4円(3分)	最大100Mbps	多チャンネル放送(40Ch、CS番組)	9,660円(一戸建)	
電話サービス + ネットサービ ス + TVサービス			VOD(約5,000本)、通信カラオケ	6,615円(集合住宅)	
	K D D I <b>提供</b>	K D DI(DION)提供	K D DI提供「MOVIE SPLASH」		
K D DI (DION)					
BBフォン光 +	BBフォン、BBフォン光間無料	最大100Mbps	多チャンネル放送(40ch、CS番組)	8,966円(一戸建)	
Yahoo BB光 TV package	国内7.99円(3分)		VOD(約5,000本)	4,766円(集合住宅) (集合住宅は1,155円割引)	
ソフトパンクBB	ソフトパンクBB提供	ソフトバンクBB提供		(,	
			ピー・ピー・ケーブル提供		
J:COM PHONE	市内8.3円(3分)	最大160Mbps	CATV多チャンネル放送(68Ch、地上・BS・	10,890円	
+ J:COM NET <b>ゥルトラ</b> 160	J:COM Phone間5.3円(3分)		CS番組)、VOD(約10,000本)	(パック料金)	
+ J:COM TV テシ <sup>・</sup> タル			A		
	ジェイコム東京提供	ジェイコム東京提供	ジェイコム東京提供		
ジェイコム東京					
eo光ネット+eo光でんわ	eo光でんわ間無料	最大100Mbps	CATV多チャンネル放送(62Ch、地上・BS・	8,350円(戸建て)	
+ eo光テレピ	近畿2府4県内 7.77円(3分)		CS番組)、VOD(約3,500本)	6,730円(マンション) (セット割引)	
ケイ・オプティコム	ケイ・オプティコム提供	ケイ・オプティコム提供	ケイ・キャット提供 「eo光テレビパリューパック」	,	

<sup>1</sup> テレビ放送にベーシック多チャンネル放送プランを選んだ場合の料金を基本としているが、各サービス内容が異なるため、一概に金額の比較はできない。

### FMCサービスの類型

FMC: Fixed Mobile Convergence

### 請求書の一本化

固定電話と携帯電話の請求書が一体として送られてくるサービス

### ワンストップ申込み

1回の申込みで、固定電話と携帯電話に加入できるサービス

### 端末の共用

1台の端末が、屋外では携帯電話(PHS)、屋内では固定電話の子機や社内での内線無線電話として利用できるサービス

### 固定網・携帯網自動切り替え

1つの端末・電話番号で、屋外では携帯電話、屋内(自宅等)では固定電話としてシームレスに利用できるサービス。

### 我が国のFMCサービスの現状

### 端末の共用、固定網・携帯網自動切り替え

- 携帯電話と無線LANのデュアル端末を利用したサービス
  - ・社内では無線LANを用いた内線電話、社外では携帯電話として利用可能
  - ・屋内では無線LANを用いた050IP電話、高速ネット通信端末、屋外では携帯電話として利用可能



### 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(06年5月、公正取引委員会・総務省)

独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

- 第3 電気通信役務の提供に関連する分野
  - 3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為
    - (1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為
      - イ 電気通信事業法上問題となる行為
        - (ア) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信 役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される(同法第19条第2 項及び第20条第3項)。
          - <mark>f 他の電気通信事業者との間に</mark>不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済<mark>的事情に照ら</mark> して著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

指定電気通信役務とあわせて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること。

基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務とあわせてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金とを区分せずに設定すること。

- (ウ) 電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される。 (電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで)
  - <mark>f 他の電気通信事業者との間に不</mark>当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照ら して著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

電気通信役務とあわせて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信 役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起 こすこと。

### 経緯

接続料と利用者料金との関係について、接続料の再計算にあわせて検証すべき(「接続料の算定に関する研究会」報告書(99年7月))

NTT東西は、大括りのサービス単位において、毎年度接続会計報告の際に検証結果を公表(00年度~)

専用サービス及びデータ系のサービスのうち、特にDSLサービス等のインターネット関連サービスについて、接続料の認可時及び毎年の実際費用方式による接続料の改定時に、NTT東西が、サービス毎、品目毎、速度別に、接続料と利用者料金との関係について営業費を加味した上で検証し、総務省がその妥当性を判断(「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書(02年7月))

毎年度の接続料再計算時に、Bフレッツ、フレッツADSL等について、サービス毎、品目毎、速度別に接続料と利用者料金との関係について検証(02年度~)

可能な限り透明性を確保するとともに、行政当局により客観的かつ透明な基準の下で運用されるようにすることが必要。このため、本答申を踏まえ、スタックテストの検証区分、対象範囲及び検証方法等について、「スタックテストの運用に関するガイドライン(仮称)」を速やかに策定することが適当

当該制度の一層の透明性を確保するため、スタックテストを実施する根拠を接続料規則に規定することが適当

(情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(07年3月)) **-----**

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(07年6月策定、08年2月改定)

接続料規則の一部改正(07年7月)

### スタックテスト実施方法(案)

### 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト (単位:億円)

サービス	利用者 料金収入	接続料 収入	- 営業費 相当	営業費の 基準値
加入電話·ISDN 基本料				
加入電話·ISDN 通話料				
公衆電話				
番号案内				
専用サービス				
メガデータネッツ				
Bフレッツ				
フレッツADSL				
フレッツISDN				

### 総務省が実施するスタックテスト

(単位:円)

サービスメニュー	利用者 料金	接続料	· 営業費 相当	営業費の 基準値
×××				
×××				
:	:	:	:	:

### スタックテスト実施の根拠規定

接続料規則第14条(接続料設定の原則)第4項に、

「接続料の水準は、当該接続料が事業者と当該事業者の第一種指定 電気通信設備にその電気通信設備を接続する電気通信事業者との 間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとす る」旨を規定。 広告収入により電気通信サービスのコストを賄うビジネスモデルの例

